

令和元年10月29日

地方裁判所事務局総務課長 殿

地方裁判所事務局会計（出納）課長 殿

司法研修所事務局経理課長 岩 崎 潤一郎

導入修習及び分野別実務修習に参加するための旅費について

（事務連絡）

第73期（令和元年度）司法修習に係る導入修習及び分野別実務修習に参加するための旅費については、下記のとおりですので、よろしくお取り計らいください。

記

1 支給する旅費について

- (1) 採用内定時の住所又は居所から司法研修所までの旅行に係る鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（以下鉄道賃、船賃、航空賃、車賃を「交通費」という。）及び日当
- (2) 司法研修所から分野別実務修習のために配属された修習地（以下「配属修習地」という。）の地方裁判所（以下「実務修習庁」という。）までの旅行に係る交通費及び日当（配属修習地が東京、立川、横浜、さいたま及び千葉の者を除く。）

2 旅費支給庁

司法修習生が配属された地方裁判所

3 旅費の支給について

交通費及び日当については、本事務連絡に定めるほか、国家公務員等の旅費に関する法律等に準じて支給する。

4 その他

旅費の支給方法等については、別添の「導入修習及び分野別実務修習に伴う招集旅費支給の留意点」のとおり

導入修習及び分野別実務修習に伴う招集旅費支給の留意点

1 招集旅費の支給方法について

- (1) 導入修習参加のための旅費及び分野別実務修習参加のための旅費（採用内定時の住所又は居所→司研→実務修習庁）は、その性質上、招集旅費として扱う。
- (2) 旅行命令権者は、司法修習生が属する地方裁判所長とする。
- (3) 具体的な支給方法、考え方は、別紙1のとおりであるが、次の点に留意する。

① 採用内定時の住所又は居所から司研までの旅費

東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県（以下「東京近郊」という。）を住所又は居所とする司法修習生にも司研までの招集旅費を支給する（4の支給範囲に注意する。）。

② 導入修習後の司研から東京近郊の裁判所（東京、立川、横浜、さいたま及び千葉）までの旅費

通勤と同一視されるべき移動として支給しない。

他方、東京近郊以外の裁判所に配属される司法修習生については、導入修習後の司研から実務修習庁までの旅費も支給の対象となる。

2 招集旅費（交通費）について

導入修習参加のための旅費（採用内定時の住所又は居所→司研）及び分野別実務修習参加のための旅費（司研→実務修習庁）は、それぞれ出発地から目的地までの最も経済的な通常の経路及び方法による旅費を支給する。

また、導入修習終了後、修習生が転居等の準備のため採用内定時の住所又は居所に戻った場合や実家へ帰省した場合であっても、旅費は司研から実務修習庁までの最も経済的な通常の経路及び方法による旅費を支給する。

なお、この導入修習終了後に実家へ帰省する場合には、私事旅行許可申請を提出させる必要はない。

(1) ICカードの利用

「現金運賃」と「ICカード1円単位の運賃」の2種類の運賃体系となっている鉄道等の交通機関については、本人の申告に従い、現に支払った運賃の金額を支給する。

(2) 航空機を利用した旅費の支給

航空機を利用した旅費を支給する。ただし、実際に利用した航路及び運賃の種類による旅行が最も経済的な通常の経路及び方法でない場合には、「最も経済的な通常の経路及び方法」により旅行した場合の金額を限度に旅費を支給する。

(3) 航空賃支払を証明するに足る資料の取扱い

ア 導入修習参加のための旅行（採用内定時の住所又は居所→司研）における、航空賃の支払を証明するに足る資料（搭乗半券、搭乗証明書及び領収書等）は、司研において徴取し、実務修習庁に送付する。

イ 分野別実務修習参加のための旅行（司研→実務修習庁）における航空賃の支払を

証明するに足る資料（搭乗半券、搭乗証明書及び領収書等）は、実務修習庁において徴取する。

3 招集旅費（日当）について

導入修習参加のための旅行及び分野別実務修習参加のための旅行の日当は、国家公務員等の旅費に関する法律別表第一に定める日当（2級相当）の定額の2分の1を支給する。

なお、導入修習後の司研から東京近郊の裁判所までの旅行、在勤地内旅行及び在勤地内を超える近距離（行程100キロメートル未満）旅行については、4及び5のとおり日当は支給しない。

4 在勤地内の旅費について

(1) 採用内定時の住所又は居所から司研までの行程が8キロメートル未満の場合は、交通費及び日当は支給しない。

(2) 採用内定時の住所又は居所から司研までの行程が8キロメートル以上の場合は、交通費の実費のみを支給する。

なお、司研の在勤地の地域は、別紙2のとおりである。

5 在勤地内を超える近距離（行程100キロメートル未満）の旅費について

(1) 採用内定時の住所又は居所から司研までの行程が100キロメートル未満の場合は、交通費の実費のみを支給する。

(2) 司研から実務修習庁までの行程が100キロメートル未満となるのは、実務修習庁が東京近郊の裁判所（東京、立川、横浜、さいたま及び千葉）の場合のみであり、それ以外の庁は該当しない。

実務修習庁が東京近郊の裁判所（東京、立川、横浜、さいたま及び千葉）の場合は1の(3)のとおり招集旅費は支給しない。

6 採用内定時の住所又は居所について

採用内定時の住所又は居所は、原則として、司法修習生から提出された「導入修習・分野別実務修習参加のための旅費申告書」の「現住所（採用内定時）」に記載された住所によることとし、司研企画第二課が提供する「第73期採用選考申込データ」の住所と照合し、それと齟齬する場合など、疑義が生じた場合は、司法修習生から申述書等の疎明資料を提出させる等して確認する。

7 旅行命令簿等の記載方法について

(1) 発令日について

旅行命令は、司研が司法修習生に対して司法修習開始日を通知した日以降、各実務修習庁において旅行命令発令の準備が整い次第、適宜発令する。

したがって、第73期司法修習生の旅行命令発令日は、10月18日以降で、各修習生の旅行日前の適宜の日となる。

(2) 旅行日について

旅行日は、司法修習生が、実際に旅行を行った日（導入修習地及び分野別実務修習配属地到着日）とする。

なお、実際に旅行を行った日については、航空機を利用した場合には、搭乗半券等に記載された搭乗日となり、それ以外の場合は、本人の申告によるものとする。

(3) 旅行命令簿の記載例

別紙3のとおり

(4) 旅費請求書の記載例

別紙4のとおり

【旅行命令】

採用内定時の住所地から司法研修所(用務地)における導入修習を経て実務修習庁に登庁するよう旅行命令を発する。

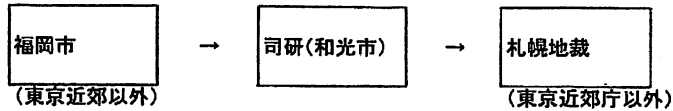
【招集旅費】

実務修習庁に向けて住所地を出発している(住所地を離れている。)として、和光市を経由地(用務地)とし、それぞれ旅費支給の区間を決定

【凡例】

- ・「東京近郊」とは、東京、神奈川、埼玉、千葉をいう。
- ・「東京近郊庁」とは、東京地(立川支部含む)、横浜地、さいたま地、千葉地をいう。

① 地方から異なる地方へ

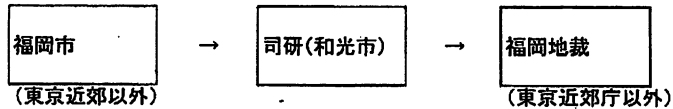


招集旅費

福岡市⇒司研, 司研⇒札幌地裁

※入寮したか否かによって取扱いを異にしない(②以下についても同じ)。

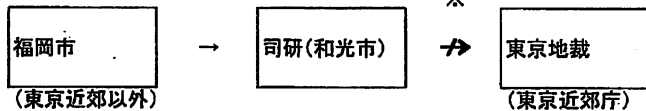
② 地方から同じ地方へ



招集旅費

福岡市⇒司研, 司研⇒福岡地裁

③ 地方から東京近郊庁へ

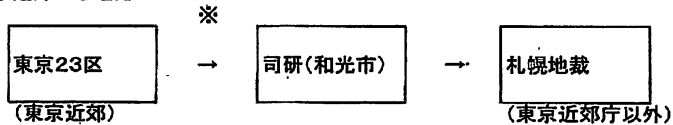


招集旅費

福岡市⇒司研

※この区間の移動は、通勤と同視されるべき移動であり、減額調整の対象として支給しない。

④ 東京近郊から地方へ

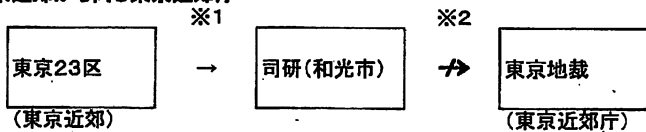


招集旅費

東京23区⇒司研, 司研⇒札幌地裁

※東京23区⇄司研(和光市)は導入修習時に通所することになるが、初日の片道のみ支給対象となる。

⑤ 東京近郊から同じ東京近郊庁へ



招集旅費

東京23区⇒司研

※1東京23区⇄司研(和光市)は導入修習時に通所することになるが、初日の片道のみ支給対象となる。

※2この区間の移動は、通勤と同視されるべき移動であり、減額調整の対象として支給しない。

(別紙2)

在勤地

市、区又は郡	町村	大字	摘要
板橋区		相生町	
		赤塚1~8丁目	
		赤塚新町1~3丁目	
		小豆沢1~4丁目	
		大原町	
		大谷口1~2丁目	
		大谷口上町	
		大谷口北町	
		上板橋1~3丁目	
		小茂根1~5丁目	
		坂下1~3丁目	
		桜川1~3丁目	
		志村1~3丁目	
		新河岸1~3丁目	
		大門	
		高島平1~9丁目	
		東新町1~2丁目	
		常盤台1~4丁目	
		徳丸1~8丁目	
		中板橋	
		中台1~3丁目	
		成増1~5丁目	
		西台1~4丁目	
		蓮根1~3丁目	
		東坂下1~2丁目	
		東山町	
		富士見町	

在勤地

市、区又は郡	町村	大字	摘要
		双葉町	
		舟渡1~4丁目	
		前野町1~6丁目	
		三園1~2丁目	
		南常盤台1~2丁目	
		宮本町	
		向原1~3丁目	
		弥生町	
		四葉1~2丁目	
		若木1~3丁目	
練馬区			全域
新宿区		西落合4丁目	
北区		浮間2~5丁目	
豊島区		栗町3丁目	
		千早3~4丁目	
		長崎5~6丁目	
		南長崎6丁目	
中野区		新井3~4丁目	
		江古田1~4丁目	
		江原町1~3丁目	
		上鷲宮1~5丁目	
		鷲宮1~6丁目	
		白鷲1~3丁目	
		沼袋1~4丁目	
		野方1~6丁目	
		松が丘2丁目	
		丸山1~2丁目	
		大和町1~4丁目	

在勤地

市、区又は郡	町村	大字	摘要
		若宮1~3丁目	
杉並区		阿佐谷北1~6丁目	
		阿佐谷南3丁目	
		天沼1~3丁目	
		井草1~5丁目	
		今川1~4丁目	
		荻窪4~5丁目	
		上井草1~4丁目	
		上荻1~4丁目	
		高円寺北3~4丁目	
		清水1~3丁目	
		下井草1~5丁目	
		松庵3丁目	
		善福寺1~4丁目	
		西荻北1~5丁目	
		西荻南2~4丁目	
		本天沼1~3丁目	
		南荻窪3~4丁目	
		桃井1~4丁目	
西東京市		泉町1~6丁目	
		北原町1~3丁目	
		北町1~6丁目	
		柴町1~3丁目	
		芝久保町3~5丁目	
		下保谷1~5丁目	
		新町1丁目	
		住吉町1~6丁目	
		田無町1~7丁目	

在勤地

市、区又は郡	町村	大字	摘要
		中町1～6丁目	
		西原町1～5丁目	
		東町1～6丁目	
		東伏見1～6丁目	
		ひばりが丘1～4丁目	
		ひばりが丘北1～4丁目	
		富士町1～6丁目	
		保谷町1～6丁目	
		緑町1～3丁目	
		南町1～6丁目	
		向台町1～3丁目	
		柳沢1～6丁目	
		谷戸町1～3丁目	
東久留米市		上の原1～2丁目	
		学園町1～2丁目	
		金山町1～2丁目	
		小山1～5丁目	
		幸町1～5丁目	
		新川町1～2丁目	
		神宝町1～2丁目	
		浅間町1～3丁目	
		大門町1～2丁目	
		中央町1～6丁目	
		野火止1～2丁目	
		八幡町1～2丁目	
		東本町	
		氷川台1～2丁目	
		ひばりが丘団地	

在勤地

市、区又は郡	町村	大字	摘要
		本町1~4丁目	
		前沢1~2丁目	
		南沢1~5丁目	
		南町1~4丁目	
清瀬市		旭が丘1~6丁目	
		上清戸1~2丁目	
		下宿1~3丁目	
		下清戸1~5丁目	
		竹丘1丁目	
		中清戸1~5丁目	
		中里1~6丁目	
		松山1~3丁目	
		元町1~2丁目	
武蔵野市		吉祥寺北町1~5丁目	
		吉祥寺東町1~4丁目	
		吉祥寺南町2、4~5丁目	
		吉祥寺本町1~4丁目	
		関前3~4丁目	
		中町2~3丁目	
		西久保2~3丁目	
		緑町1~3丁目	
		八幡町1~4丁目	
蕨市		錦町1~6丁目	
戸田市		内谷	
		重瀬	
		上戸田	
		上戸田1~5丁目	
		川岸1~3丁目	

在勤地

市、区又は郡	町村	大字	摘要
		喜沢南2丁目	
		笹目1~8丁目	
		笹目北町	
		笹目南町	
		下笹目	
		下戸田1~2丁目	
		下前1~2丁目	
		戸田公園	
		中町2丁目	
		新管	
		新管南1~4丁目	
		早瀬1~2丁目	
		氷川町1~3丁目	
		美女木	
		美女木1~8丁目	
		美女木東1~2丁目	
		本町1~5丁目	
		曲本	
		南町	
志木市		柏町1~6丁目	
		上宗岡1, 2, 4, 5丁目	
		幸町1~4丁目	
		下宗岡1~4丁目	
		館1~2丁目	
		中宗岡1~5丁目	
		本町1~6丁目	
		宗岡	
朝霞市			全域

在勤地

市、区又は郡	町村	大字	摘要	
和光市			全域	
新座市			全域	
さいたま市	桜区	栄和		
		下大久保		
		新開		
		新開1~4丁目		
		関		
		田島		
		田島1~3、5~10丁目		
		道場		
		西堀		
		町谷		
		南元宿		
		南区	内谷1~7丁目	
			鹿手袋5~7丁目	
			白幡6丁目	
			辻4~6丁目、8丁目	
			堤外	
			沼影1~3丁目	
曲本1~5丁目				
松本1~4丁目				
四谷1~3丁目				
榎町				
富士見市	針ヶ谷			
	針ヶ谷1~2丁目			
	水子			
	水谷東1~3丁目			
所沢市		亀ヶ谷		

在勤地

市、区又は郡	町村	大字	摘要
		坂之下	
		城	
		東所沢1、3～5丁目	
		本郷	
		南永井	
入間郡	三芳町	竹間沢	
		竹間沢東	

旅行命令・依頼簿

別表第一 (甲)

所属部局課 (又は所属団体)		住所 (又は居所)		職 務 の 級		令和 年 月 日		令和 年 月 日		級 2級相当 級	
○○地方裁判所		○○市△△町1-2-3									
官職(又は職業)	司法修習生	氏 名	○ × △ □	旅 行 期 間	旅行命令権者の認印	旅行者の認印	支出官等の認印	概 算 払 年月日 金額	精 算 払 年月日 金額	備 考	
発 令 年月日	用 務	用 務 先		自 1年 ●月 ●日 至 1年 ●月 ●日	1日間	印					
R1. ●. ●	導入修習参加のため	司法研修所		自 2年 ●月 ●日 至 2年 ●月 ●日	1日間	印					
R1. ●. ●	分野別実務修習参加のため	○○地方裁判所		自 年 月 日 至 年 月 日	日間	印					
				自 年 月 日 至 年 月 日	日間	印					
				自 年 月 日 至 年 月 日	日間	印					
				自 年 月 日 至 年 月 日	日間	印					
				自 年 月 日 至 年 月 日	日間	印					
				自 年 月 日 至 年 月 日	日間	印					
				自 年 月 日 至 年 月 日	日間	印					
				自 年 月 日 至 年 月 日	日間	印					
				自 年 月 日 至 年 月 日	日間	印					
				自 年 月 日 至 年 月 日	日間	印					
				自 年 月 日 至 年 月 日	日間	印					

司法修習の開始日を司研から司法修習生に通知した日以降で、各修習生の旅行日前の適宜の日

実際に旅行を行った日(本人の申告による。航空機利用の場合は搭乗半券等に記載された搭乗日による。)

地裁所長印

(別紙4)

(記載例)

旅 費 精 算 請 求 書

〇〇地方裁判所官署支出官 殿				所属局部課		官 職		職務の級		氏 名		旅行命令権者印						
				〇〇地方裁判所		司法修習生		2級		修習 太郎				印				
				概算額		精算額		追給額		返納額								
						16,536												
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				航 空 賃		船 賃		車 賃		日 当		宿 泊 料	
					路程(km)	旅客運賃 円	急行料金 円	特別車両 計 円	路程(km)	運賃 円	路程(km)	運賃 円	路程(km)	実費額 円	日数 日	定額 円	夜数	定額
R1.●.●	〇〇	鉄道	司法研修所		18.8	410		410						178				
R2.●.●	司法研修所	鉄道	〇〇		610.3	9,530	5,390	14,920					178	1/2	850			
合 計					629.1	9,940	5,390	15,330					356		850			
上記のとおり旅費を請求します。												支 出 科 目	裁 判 所 最 高 裁 判 所 司 法 修 習 生 旅 費					
令和2年●月●日				備 考														